

平成20年第1回太良町議会（定例会第1回）会議録（第4日）						
招集年月日	平成20年3月6日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成20年3月14日 13時29分			議長	坂口久信
	延会	平成20年3月14日 15時29分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	出
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	11番	下平 力人	12番	木下 繁義	1番	所賀 廣
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 松本 太		(書記) 大岡 寿憲			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町 長	岩島 正昭	農林水産課長	高田 由夫		
	副町長	木下 慶猛	税務課長	桑原 達彦		
	収入役	矢壁 稔	建設課長兼土地改良課長	永淵 孝幸		
	教育長	陣内 碩泰	収入役室長	坂本 豊		
	総務課長	岡 靖則	支所長	新宮 義晃		
	企画商工課長	佐藤 慎一	農業委員会事務局長	中島 末博		
	財政課長	大串 君義	教育委員会次長兼給食センター所長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	新宮 善一郎	公民館長	寺田 恵子		
	健康増進課長	江口 司	太良病院事務長	毎原 哲也		
環境水道課長	土井 秀文					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成20年3月14日（金）議事日程

開 議（午後1時30分）

日程第1 議案第25号 平成20年度太良町一般会計予算について

午後1時29分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんこんにちは。定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第25号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第25号 平成20年度太良町一般会計予算についてを議題といたします。

ただいまから質疑に入りますが、十分な審議を尽くす意味で、二、三款ずつ区切って質疑を行いたいと思います。

なお、会議規則第52条の規定によりますと、同一議案については質疑は3回と定められておりますが、この議案審議を款で区切って行いますので、その款で区切られた間での3回と御承知いただき、発言の均等と議事運営に御協力を願いたいと思います。

審議は歳出から入り、歳入は歳出の済んだ後に行います。

それでは、歳出の第1款. 議会費、57ページから第2款. 総務費、83ページまでの審議に入ります。

発言する場合は、予算書及び主要事業一覧表のページ番号を言ってから質疑を願います。

それでは、質疑の方ありませんか。

○10番（山口光章君）

71ページの総務費の節の15. 工事請負費ですね、この中に歩行者安全照明灯整備事業というように載っておりますけれども、これは竹崎上田古里線に歩行者の安全照明灯を設置するというような事業でございますけれども、この6基といいますと、今工事をやっていますね、その部分ですかね。そしたら、実際これが完成した暁には、何基ぐらいの電灯が設置されるのか。そしてまた、年間にどれぐらい電灯料が、あれは結構電灯料がかさむと思うわけですよ。そして、1つ越しに消してみたりなんかされよったようなことも見受けられましたので、要するに開通したら全灯つくわけなんですけれども、負担になりかねないと。しかしながら、あの場所は通学路であり、要するに部落と部落との距離が長いものですから、非常にいろんな犯罪、危険性が多いところで、照明は絶対必要だというようなところですけれども、そこら辺をどのように考えていかれるつもりですかということでございます。お尋

ねいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この事業に関しては、交通安全施設事業費補助金ということでJRの太良町の特別支援事業の中で県の補助をいただいて、残りの半分もまた県が負担していただくという大変太良町にとっては有利な事業で、特別支援事業ということで進めているわけでありまして、お尋ねの基数については、申しわけございません、全体設計基数をちょっと把握しておりませんので。基本的には、最初に観光道路的な位置づけをもちまして街灯を整備したときには25メートル間隔でやっておりました。というのは、電線を25メートルというのが最大値というふうな形ですね。今回は、県道との同時進行でありますので、電線については地中埋め込みという形でやっていきますので、50メートル間隔でしますので、一応平成20年分の設置基数は6基ということで、道越の佐賀新聞社の販売店までの距離ですから、大体それではじけばわかりますけど、後ほど全体基数については御報告申し上げます。——あ、資料がありました。

全体で24基を計画いたしております。電気料については、今までの電気料についても、センサーで反応して夏時間は大体8時以降ついて、朝方の5時か6時までついていたんですけども、地元の道越、竹崎地域の議員は御存じかと思えますけれども、うちのほうもタイマー設定をしまして、できるだけ電気料の節減を図って、もう深夜になったら消そうということで、タイマーを設置しまして、夏時間、冬時間それぞれ設定をいたしまして電気料については節電をしておりますけれども、それについての資料もちょっと今持ち合わせませんので、後ほど報告いたします。

○3番（平古場公子君）

当初予算資料2のところの4ページ、妊婦一般健康診査、次世代育成対策により1人に14回（少なくとも5回）とありますが、この説明をお願いします。

○議長（坂口久信君）

平古場議員、先ほどこの予算書の57ページから83ページまでということで、主要事業一覧のほうでもその横しにページ数が書いてありますので、それ以内の質問をお願いいたします。わかっかな、今言うたと。あなたは4ページと言ひよんさっでしょう。そいけん、100ページぐらいになっけんですよ、それはちょっと後から。（発言する者あり）ちょっと待つて。そいけんが、そこの中の84ページまでで主要事業の、そいけん84ページで横しに書いてあっけん、その中のほうの質問をお願いいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

山口議員の先ほどの御質問の街路灯の電気料でございます。資料を持ち合わせておりましたので、説明します。

17年度で実績としまして176千円程度。（「年間」と呼ぶ者あり）はい。18年度で168千円

程度。19年度が今のところ大体、若干下回っているということで、まだ実績、3月分が出ておりませんので。

街路灯が19年度、ことしの分が4基設置しております。まだこれは稼働しておりません。20年度が6基ということで、19年度の実績で大体月平均11,300円程度の電気料を支払っております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

67ページの定住対策の件でちょっと質問します。

定住対策の件で、11月か、こういうふう以太良町は条例を制定するという事で佐賀新聞に載ったわけですけれども、そのとき金額もある程度の金額は載ったと思います。そして、ここにこういう変更をしておる、ということはまだ住民が全く知っていないということになると思うわけですよ。そうした場合は、やっぱり4月から入るということもあるし、家の新築計画等となれば大分期間も入りますので、なるべく早目に町民に知らせるような方法をとっていただきたいということと、もう1つは、この10,000千円ですね、予算の中が。この10,000千円の中にどのくらいの想定でこの金額を出したのか。

それともう1つは、最近、民家の火災というのがちょっとあったわけですけれども、そういうふうなどにも該当するのかなとか、もう少しその辺を詳しくわかったら説明をお願いしたいと思います。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

まず1点目の町民にできるだけ早く知らせろということで、今回、3月の議会で先議という形で初日に条例をあえて御提案申し上げて議決をしていただいて、実は昨日の町報に、「町報たら」3月号で定住促進に関する情報ということで、1ページ分、ページを割きまして、きょうあたり班長さんを通じて各世帯には配られると思います。

それと、10,000千円の根拠というか、基本的には、この10,000千円のあれはちょっと、この事業は今年度からの目玉事業ということで、議員の御指摘については十分理解しているところであります。ただ、今年度からスタートということで、当初予算の計上額については基本的にはあくまでも概算見込みということで計上していますし、10,000千円という数字は当初の12月で議決いただいた条例に基づいて算定しておりますして、1月31日、全協で一応3月で修正をしたいということで御提案した関係で、時期的にも予算書の印刷等の関係で、一応もう原稿は渡してあって印刷に取りかかっていたものですから、今回の新年度予算の計上額というのは概算で、今後建設の状況、推移を見ながら、随時補正が必要となった時点で適正に対応させていただくことで御理解をいただきたいと、このように思っております。

それと、3点目の火災については、基本的には、また新たに住宅を新築された場合は一応

対象としてなります。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○10番（山口光章君）

総務費ですね、63ページの節の15. 工事請負費、庁舎改修事業14,300千円ですか、この内容説明をお願いいたします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

庁舎改修の14,300千円ですけれども、これにつきましては、庁舎の受電設備というのが役場の裏のところの倉庫の1階と、あそこの中央公民館の横のほうに電気を受ける受電設備があるんですけれども、その受電設備の機器等がもう耐用年数を大分過ぎているということで、平成16年の段階から耐用年数を過ぎておりますので、順次そういう切れたものについては取りかえをしてはどうだろうかということで話があったものでしたけれども、予算の関係とかいろいろなところで順次引き延ばしてきておりましたけれども、もう劣化をしてしまって、どうしても改修をしないといけないということで、高圧ケーブルの取りかえとか、CATVケーブルの取りかえ、それと端末の取りかえとか、計器用変圧器の取りかえとか、そういうものをもろもろ合計しますと14,300千円程度の取りかえをしないといけないということで、今回提案させていただきました。

○10番（山口光章君）

耐用年数が過ぎているというようなことでございまして、今から工事にかかるというような格好はつくわけですけれども、要するに、その工事期間中には特別差し支えはないんですか。

○総務課長（岡 靖則君）

工事については、できるだけ役場が休みとかそういう日にしてもらいながら工事をしたいと思っております。できるだけサービスを落とさないような考え方でしていきたいと思っております。

○8番（久保繁幸君）

82ページ、目2の指定統計調査費の報酬の中に漁業センサス調査員というのが書いてございますが、これの説明をお願いいたします。どういうことをされるのか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

この漁業センサス、センサスというのは漁業の国勢調査ということで、例年、本体の国勢調査とか農林業センサスとか漁業センサスということで5年に一遍、大規模調査というか、そういうふうな形でやっております。基本的に、この調査委員というのは、過去においては

一応漁協の職員さんを配置しまして、対象が漁家と、漁師さんを中心にして実施をしております。

○8番（久保繁幸君）

調査方法はわかりましたが、それは収入とか人口とかそういうのを調べられるわけですか。今までの漁獲高とか、そういうのをされるのか、ちょっとお伺いいたします。私もこれは初めて聞いた言葉なので、お願いします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

調査内容については、私も過去に担当したことございまして、漁家の世帯数とか、何をどうして生計を立てていらっしゃるのかが、海面漁業ですか、それとも養殖ですか云々とか、漁業に関するさまざまな調査をして、そのデータ、統計調査に基づいていろいろな施策に生かしていくというふうな調査でございます。

○7番（見陣泰幸君）

73ページの目の1. 報酬の町税等収納嘱託員報酬の内訳とございますか、これは徴収員のことですかね。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

報酬の町税等収納嘱託員報酬については、今現在1名、年間契約で嘱託員をお願いしております。その方の報酬でございます。

○7番（見陣泰幸君）

済みません、前聞いたと思うんですけども、もう一回、この報酬の内訳、どういうふうにして割り振りをしているのか、ちょっと説明をお願いします。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

算定基礎ということでしょうか。算定基礎でありましたら、毎月、一月、基本給が58,500円、そして過年度分の徴収の金額の6%、現年度分の徴収については4%ということで、実績で報酬額の計算を毎月やっております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

今ちょっと税務課長のところで、過年度徴収6%ということですけども、過年度は多分2,000千円、今年度あったと思うんですけども、その中の6%ということですか。2,000千円、過年度ということが多分、前の補正のときに出てきたと思うんですけども。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

収納嘱託員が毎月収納をしていただいているわけですがけれども、その毎月に、例えば、一月に滞納繰越分の過年度分を500千円徴収されてきたと。そうした場合は、500千円に6%を掛けた分が報酬ということで支払っております。そういう報酬の算定基礎ですね。

以上です。

○2番（山口 厳君）

今現在、19年度分の過年度徴収は幾らになっていますかね。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

19年度の2月末までの収納嘱託員の過年度の徴収金額は、4,427,200円です。

○2番（山口 厳君）

過年度というのは18年度ですか、その前のとまでということも含めてですか。

○税務課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

18年度以前の分を含めてですね。

○6番（川下武則君）

先ほどの山口厳議員の定住促進のやつで、火事で家が燃えたとも定住促進のほうに入れるということやったんですけど、今現在も、先月ですか、2軒燃えましたよね。そしたら、4月からつくるとなったらその分も含めるということですか。今から先もずっと。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

基本的に、不可抗力による火災ですから、家を喪失されたわけですから、太良町内でその後、新築された場合は、新築住宅として該当はします。あと、県の収容で立ち退きとかなんとかであれば補償金が来ますので、そういう住宅については一応除外するというところだけ今のところ決めております。

○9番（末次利男君）

予算書の63ページです。

ケーブルテレビの利用料に関してですがけれども、御質問いたします。

多額の経費を投入して、ケーブルテレビが全戸に設置されたわけですがけれども、今の1期工事、2期工事で完全に全戸収容、大体対応できるような本線が引かれたと思うんですけども、今の加入率、どのぐらい加入されているのかね。これは、わかれば1期目の工事、これは平たん部をやったわけですがけれども、2期目が主に山間部ですね。そこで、せっかくの情報の共有化ということと、いわゆる難視聴の解消という大きな大義名分の中に、この事業が進んできたわけですがけれども、ここの勧誘あたりはどこがどうやっているのか。つけたばかりで、その後は全く勧誘もしない。そして、せっかくこのケーブルテレビを設置した家に

ついても、一般質問も今放映されているというお話も聞きますけれども、収録技術というんですか、収録方法というんですか、本当聞こえにくいと。せっかくのテレビが聞こえないという苦情がもうたびたび上がっているんですよ。ここらは町はもっと関与して、もうちょっと親切にわかりやすい放映というのをやるべきなんだと思うんですよ。事業はやったけれども、後は知らんよというぐらいじゃなくて、やっぱりもっと、そこらをもう少し、ケーブルテレビとの話し合いあたりはどうされているのかね、その辺をお尋ねいたします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

まず1点目の加入状況ですけれども、全体で加入率が59.41%になっております。これは平成20年2月末です。厳しい御指摘の点については、毎年ケーブルテレビとも話し合いは持ちながらしておりますけれども、まず加入促進については、基本的に公営ではございませんので、民営ですので、民の努力ということで、かといって我々も50千円出資金出して三セクを形成しております関係で、言うべきことは言って、ケーブルテレビの普及に取り組んでおります。

1つは、はがくれテレビの中に行政放送枠、これは有料でございますけれども、一応役場独自の番組をつくって、できるだけ町民の皆さんに情報伝達をするということで、それとまた、同じ12チャンネルのおこもじ熟語とか、これについてはイベントとか行事の予告的なものを放送して視聴率をアップするとか、あるいははがくれタイム、これは大体1時間程度の放送枠でありますけれども、町内のイベントを撮影してと。ただ、基本的に大手テレビ局の機器等々の問題もありまして、なかなか音声、この議会中継についても議会の設備等の問題もありますし、改善はしながらやっていかなければならないと思うんですけれども、何分ちょっと機材関係のレベルアップというか、そういうふうなものをしていただかなければ、なかなか音声も拾うことができないと。細かいことを言えば切りがありませんけれども、基本的に第1期工事で新世代ケーブルテレビ施設整備事業ということで、国、県、町及び事業者がそれぞれ負担して1期工事をして、その後は辺地対策事業で山間部分のところまで、全域まで加入できるようなエリアを拡大しまして、今全戸カバーしているわけですけれども、議員御指摘のとおり、今後も粘り強くやっていくしかないのかなとは考えております。

○9番（末次利男君）

努力していないとは私は言いません。しかし、この加入率59.41%というのが高いか低いかというのは判断のしようだろうと思っておりますけれども、恐らく2期工事にしたところはまた高いんじゃないかという感じがします、実態としてですね。加入の努力をするということで今言われましたけれども、具体的にどのような今までの努力をされたのかね。全くその後、減りはしてもふえはしとらんと思うんですよ、当初からすれば。そいけん、せっかくの予算を投入してつくった施設なんですから、有効活用するという視点に立って、やっぱりもう少し努力をするべきではないか。それから、機材の購入とか、あるいは撮影技術といえますか、

そういったものを磨くためにも、やはり加入者をふやさんとね、これが財源になるわけなんです。だから、充実がなかなかできないということもあると思いますので、やっぱりこれはケーブルテレビにももっと促すべきだと。それはもう民間がやっているから自由ですよということじゃなくて、官も関与しておるんですから、そういったものを積極的に働きかけるべきだという思いですけれども、どうですか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

最初の山間部の加入率は平たん部よりというふうな、これはちょっと私のはっきりした資料は持ちませんが、思うように伸びておりません。この事業自体は山間部地域からの要望が非常に強かったわけで、当初平たん部を整備したときはかなり苦情を受け、何しよつとかということでは叱咤激励を受けたわけですが、全部カバーした段階で、思った以上には加入していただけていないというのは現状であります。

基本的に、民間の事業ではありますけれども、先ほども申し上げたとおり、逆に言えば、支援の方法、これが微妙に民業圧迫というか、他の問題もありますので、基本的にはそのケーブルテレビの会社自体が、こちらも協議をしながら、今のままではできないよというふうな形で指導ないし提言ぐらいはできると思いますけれども、こうしなさい、ああしなさいまではちょっと、そこら辺のところはちょっとできないのかなとは感じております。

○9番（末次利男君）

おっしゃることはわからんわけでもないわけですよ。思ったより加入者がふえていないというのはなぜなのかということですよ。思ったより中身がないと言われても、これはやむを得ないわけですよ。だから、そういった企業努力もしてもらわなきゃいかんし、その一番基本になるのはやっぱり、加入者増加によってそういう財源を生み出してサービスに回すということじゃないかなと思うんです。だから、まず多くの人に、これはいいですよと言われるような放映の内容であったり、そういった音声の充実をしてみたり、あるいは撮影の技術を高めたりして、普及活動に努めるべきなんだという感じがいたしますので、ぜひそういったことは常に担当も民のほうに促しをしていただきたいと思います。この音声の聞きにくいという苦情は当初からあっておりますので、それは強くひとつ求めておきます。

○2番（山口 巖君）

同じ関連でございますが、きのうの9時、一般質問のところが早速放映されました。1人目の山口光章議員のときは何とか見られたんですけども、2人目の木下議員のときは全く音声が聞こえず、ほかの番組に切りかえにゃいかんという、もうざざざの声。そうした場合には、テレビのほうからどういう原因であるとか報告があるのが1つ。

それが1つと、町が有料で番組をつくっている、その中身をもう少し詳しく、2点だけお願いします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

1番目の山口光章議員のときにははっきり聞こえて、2番目の木下議員のときにはちょっと不明ということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）以前にも増して、議場の音響施設の、ちょっと私もよく把握しておらんとですけれども、同じ機械で10分後には音声が悪化したとなると、ちょっと私も電氣的には詳しくございませんけど、その辺ケーブルのほうにお尋ねして、原因は早急に究明はしたいと思います。

それとあと1点は何やったのですかね。（「町で有料」と呼ぶ者あり）それについては、内容としては行政放送の住民への情報です。というのは、1日に約10分程度の放送枠を設けて、放送時間が大体1日10時50分から10分間程度、そして2回目が1時50分から10分程度、3回目が夕方4時50分、4回目が夕方7時50分、最終は夜の10時50分からということで、町のいろいろな行政情報を職員が中心となって放送しているというのが実態です。

○11番（下平力人君）

さっきの話ですが、結局、ケーブルテレビ加入者をふやすということを、何回もしつこいように言いまして済みません、言うよりか、まず末次議員が言うように、内容の充実を、やっぱりお互いに頑張って魅力あるような番組であると、そして、制作といたしますかね、これがちょっと素人じみたようなことで、なかなか、そして同じことを繰り返し繰り返し放映しておるわけですね。ちょっと飽いたというような感じがしますね。ですから、課長、その辺を向こうのほうに、やっぱり向こうも営業ですからね、ぜひふやすということも大事だし、内容的なものをもう少し工夫ができませんかということ、やっぱりこれからもうじり貧になって、先はやめる人も相当出てくるんじゃないかと、内容が今のままではですよ。

ですから、ぜひとも、せつかく引いた、もう金も使ってしまったおるわけですからね、これ撤退するということになれば欠損なんです。ですから、そこら辺をひとつ、お忙しいでしょうけど、向こうにも話、アドバイザー的な立場に立って力になってくれませんか。よろしく願いしておきます。

○12番（木下繁義君）

予算書の71ページです。

この区分で負担金補助及び交付金ということで、節の19ですけど、これは鹿島地区交通安全の云々ですけど、ちょっと関連してですが、大浦には今、安全協会というのが営々として行われているようであります。しかし、聞くところによれば多良地区はやめていらっしゃるとか、こういう話を聞くんですよ。そして、その役員の人たちからでも、多良はやめておるのに何で大浦ばかりせんばいかんとかと、ちゃんともう町の行政から交通指導員というのがおるじゃないかと、以前は交通指導員がなかったから安全協会というものも任意か強制か知りませんが、できておったわけですが、その辺について総務課長、幾らか中身を把握され

ていらっしゃいますか。ちょっとお尋ねします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

交通安全協会については、行政のほうはちょっとタッチはしておりませんが、それぞれの団体がやられているんですけど、大浦地区については前からの組織としてきちっとして、交通安全の日とか、そういうときには立っていたり、それとか桃太郎旗を立てたり、それぞれに活動されております。多良地区については、今休止状態というのが現状だと思っております。会長さんあたりもいらっしゃいますけれども、区長会とも相談をされました。昨年からずっと協議をされております。区長会の席に来て、多良地区の会長さんがどうにか御協力願えないだろうかということになっておりますけれども、それから先の状況がまだ見えない状況になっております。

交通安全協会はそれぞれ、交通指導員とはまた違った立場で、町内の住民の皆様のために交通安全ルールを守っていくという感じで、それぞれに活動されております。先ほど言いましたように、桃太郎旗とかなんとかそれぞれにされておりますので、そちらはそちらで当然してもらって、私も町の交通安全対策については助かっていると思っております。

○12番（木下繁義君）

中身がある程度わかりましたけど、免許証切りかえのときも鹿島署で交通安全費というものは取られておるんですね。それから、旗を立てたり、冷茶サービスをやったり、私もその当時は18年、安全協会にお世話になった一人ではありますが、今日においてドライバーの人たちもやっぱり入って冷茶サービスなんかをやるときも、やぐらしか、もう忙しかとこれ、ぎゃんところへ回らせてとか、そういう苦情を聞くですね。以前は、どうもとかいうお礼の言葉も聞きよったけど、今はもう面倒がって、非常に嫌な感じを受けるような状況であります。

それから、この交通指導員がおるのに、さっきも言ったように、多良地区はなくして大浦地区ばかりやると。これは…にはなっておらんじゃろうけど、やっぱり行政区で安全協会の役員を出してくいろというようなことで、今2人ぐらい出していращやるようです。そして、車1台に乗用車が600円ですか、軽は300円かな、それからトラックが400円とか、大型車は900円とか、そういったことで、うちのところも180千円ぐらいは出費がなされておるようではありますが、ちまたの声として、この不景気に、多良は出しよらんとに大浦ばかり、その金はどげんすつとかいとか、そぎゃんとは統一したあぎゃんとはでけんとかいとか、また廃止はできないのかと、部落の役員さんたちも、おどんもぎゃんとはなりとうなかと、すしどんえて食たりするよりか、この忙しかとこれ旗立てたりなんしたり、冷茶サービスのあれでん大迷惑というような声も聞くんですよ。

それで、今、総務課長の助かりよつとばいというようなこともありましようけど、交通指導員というれっきとした人が行政より配置をされておる今日の状況だから、やっぱり同じ町

内でまちまちというわけね。多良地区はもらわんで、大浦地区は1台に、さっき言ったように、金額を徴収されると、バイクは100円とか言いよったね。それで、出稼ぎで車は何台でんおるばってん、いっちょん使いおらんとにやらんばいかんとか、地元の人の、やっぱりこの役員が回ってくる関係上やらんばいかんというようなことでありますので、その辺を今後ある程度、指導——指導といいますか、いい考えはございませんでしょうか、お尋ねします。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

交通安全の思想普及にそれぞれ活躍されておりますので、私たちはそれは非常に助かっておりますけれども、議員からそういう御指摘もありましたので、そういう話もやっぱり協会のほうにもしなくちゃいけないかなと思っております。

○12番（木下繁義君）

そこでね、組織があるということは皆御苦勞してもらって大変でしょうけど、やっぱり一家庭から1台なら1台とか、協会費をもらうとか、そういう指導が大事じゃなかろうかと思うわけですよ。それは1軒に5台あって、1人で2台も3台も持った人もいらっしゃるわけで、常時車が動きよつとやなかけん、そいけん、1軒にせめて1台なら1台、乗用車とトラックで2台なら2台ぐらいにして、ある程度限定してもらえんかとか、そういった話を聞くもんですから今あなたのほうに提案をいたしているような状況ですので、その辺も含めて、ひとつ話し合いをしていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

答弁要りますか。（「いや、よかです」と呼ぶ者あり）

○2番（山口 巖君）

今、話の中にあつた交通安全指導員の件ですけれども、今1,314千円、予算が出ております。括弧して18人となっておりますが、今現在、定員は何人ですかね。

○総務課長（岡 靖則君）

交通安全指導員は定員は20名です。

○2番（山口 巖君）

そしたら、この予算は20人に対しての予算ということですか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

現在18名いらっしゃいますので、18名分の予算で一応計上しております。

○2番（山口 巖君）

今、交通安全指導員というのは、なかなか朝晩厳しいんですよ。そして、春秋の交通安全週間、今運動会、駅伝と、中になかなかしてもらって、はっきり言ってなり手がいないとい

うのが今現状であります。それで、なるべく交通安全指導員、きょうも卒業式のときに来てもらっていたんですけども、何か早目に補強していただけないかということでもありますので、ひとつその辺のお力添えをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○8番（久保繁幸君）

69ページ、支所管理費についてお伺いいたします。

予算書を見ますと、事務補助賃金というのが削除されておりますが、今後の支所の運営はどのようになっていくのか、お尋ねいたします。

○支所長（新宮義晃君）

お答えをいたします。

20年度につきましては、図書館業務の一般事務の賃金を一応落としております。あとはどうするのかということですけど、図書館を閉鎖するというわけではございませんで、今計上しております警備等の賃金の中で対応していきたいと考えております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

それと、うわさであります。支所長を置かないといううわさでございます。それは本当ですか。どのような関係の方がお仕事なされるのか。

○総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

これは12月の議会でもお答えしましたとおり、あそこには課長を置かないで係長を置くと、係長対応で今度していくということで、あと職員については今までどおりと。サービスを落とさないということで、ただ、今までは管理職がございましたけど、今回係長にするということで、今までのサービスは全然落とさないようなシステムにするということにしております。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○1番（所賀 廣君）

66ページなんですが、節のところで区分、使用料及び賃借料ということで、一番下のところに電柱使用料の1,318千円というふうな計上をなさっておりますが、その電柱使用料とはどういうものなのか、お尋ねします。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

これはケーブルテレビ用の丸電柱及びN T T柱の共架料、添架料、それと自営柱の民地借地料、これを含めたもので、辺地対策事業で整備された分のもので、基本的にこれと、あと電気料、同じページの光熱水費の中に大体360千円程度電気料が入っておりますけれども、

これもケーブルテレビ用の電気料で、合わせて1,600千円ぐらいを経費として支払っております。基本的に辺地対策分のエリアについては、藤津ケーブルと太良町役場でIRU契約をいたしまして、この分については藤津ケーブルから施設貸付料として、この分については取るようにいたしております。

○1番（所賀 廣君）

ケーブル添架の料金だというふうに今解釈しましたけど、ケーブルを1本、電柱に乗せた場合に、1本当たり幾らというふうな契約だと思いますが、その電柱に1本乗せた場合の単価というのはどんなふうになっていますか。

○企画商工課長（佐藤慎一君）

お答えします。

九電柱は1本当たり1,300円の消費税、それとNTT柱は1,200円の消費税になっております。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、次の第3款、民生費、84ページから第4款、衛生費、110ページまでの質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

○12番（木下繁義君）

107ページの火葬場指定管理の件でちょっとお尋ねしたいんですが、今、1遺体が町内で5千円と、町外で25千円とかなっているわけですが、この費用は管理人のほうにいくんですか、それとも行政のほうに入るのか、それを1点。

それから、18年度の決算で管理委託料が7,686千円となっておったと思います。それで、19年度は予算が8,400千円と。20年度も8,400千円というような状況のようですが、この違い、この2点をお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

使用料につきましては、町のほうの収入となっております。

それで、指定管理の件ですけれども、19年度からは指定管理者ということで、8,400千円で19年度、20年度も8,400千円で契約いたしております。その前の年の7,900千円というのは、必要経費の水道料、電気料、その分は町のほうから支払いしておりましたので、委託料の中に入っておりませんでしたので、そういうのを含んだところで19年度から8,400千円で契約させてもらっております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

そしたら、経費を入れてというようなことで、年間100体、上下に推移をしているかと思

いますが、その辺もちょっと含めて、ここ二、三年の遺体の火葬状況、それから、この8,400千円の算定根拠等についてお尋ねいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

遺体の使用料や使用状況ということですが、19年度、今年度ですね、まだ3月末いっておりませんが、110体前後にはいくかとは思っております。前年度が106体やったと思います。

それで、委託料の積算ということですが、今まで委託料、委託業務で契約をしております、その人夫賃等、それと必要経費を入れましたところで、今現在、太良クリーンセンターと契約しておりますが、当方の話し合いで大体8,900千円から9,000千円ほどになりましたが、交渉といたしますか、両方で話し合いをいたしましたところで、8,400千円で決めさせてもらっている状況でございます。

以上です。

○12番（木下繁義君）

はい、わかりましたけど、さきの視察に行った状況ですけど、淡輪という町に視察に行って、あそこが大体200から230ぐらいの遺体を処理されているようであったんですよ。そして、そこも同じく指定管理者に委託されていたということでございます。その中身として、委託料が余りにも太良町と違いますから、今算定基準あたりをお尋ねしたんですが、その辺をもう少し研究する余地があるんじゃないかなと思うわけですよ。向こうは6,578千円というような管理委託の契約をなさっていた状況です。そこで、これだけ、ここは100前後と。向こうは230から焼却をされているというようなところで、もう少し研究をする必要があるんじゃないかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

議員さんたちが視察されております岬町の件ですが、私たちもちょっとまだ資料等も取り寄せておりませんので、どういったふうで指定管理者と契約をしておられるのかということも私たちも勉強させてもらいまして、今議員御指摘ありますように、8,400千円はいかかということですので、その辺も含めたところで今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○10番（山口光章君）

92ページの総合福祉保健センター管理費ですね、総合福祉保健センター指定管理委託料30,934千円と。以前のやり方と比べてどれぐらいの誤差があって、要するに、この指定管理にした委託料がどれぐらいのメリットがあるのか。

それと、106ページ、節の13、これも委託料ですね、不法投棄ごみ収集及び処分委託料921千円、これはもう大体毎年、私いつも聞いておるんですけども、余り変わらんわけですよ、実際。そのたびに聞いておるんですけど、同じような答えなんですけどね、要するに、どうして毎年一緒なのかと。不法投棄をなさんなというふうな活動をやっている以上は、不法投棄が減らにゃいかんわけですよ。これがいつも予算書では余り金額的に変わらないというのは、どういうふうな考え方でしているのかなと思うわけですよ。要するに、いろんな活動をして、いろんな不法投棄の対策をして、管理をして、監視をしたり、指導員を入れたりしてやっているんだったら年々不法投棄もなくなるような町にせにゃいかんわけですよ。それがいつも一緒だというふうなこと。その疑問をちょっとお尋ねいたしたいと思います。

それから、110ページの節の15、工事請負費、リサイクルセンター整備事業となっておりますけれども、2,300千円ですか、リサイクルセンターを新設した後に、いろんな整備をやったわけでございます。しかしながら、今回の2,300千円という事業はどういった整備なのか、その説明もお願いいたします。

以上です。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

最初に、不法投棄のごみ処分委託料ですけども、年間大体予算を組み立てるときに月1回を平均しまして12回の人件費と車両借り上げということで計上しております。その中でもやっぱり、年12回としておりますけれども、19年度はまだ、3月に入っておりますけれども、13回ほどの出動といいますか、収集に不法投棄処分のほうに出ていってもらっております。その中でやっぱり回数を、もう何回と決めんで、大体うちが計上しております回数よりも多目に行ってもらっても、この料金でお願いしているということがございます。

それと、110ページの工事請負費の2,300千円ですけども、場内の舗装ということで、現在EM菌石けん製造室、その辺の前がまだ舗装の整備ができておりませんでしたので、今回計上させてもらっております。

以上です。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

92ページの総合福祉保健センター、指定管理者を導入してのメリットというようなことでお尋ねの件でございますが、まだこれ決算確定はいたしておりませんが、指定管理者のほうで独自に町内のセンターの掃除とかなんとか、職員さんでしていただきまして、まだこれは見込みですが、1,400千円程度、指定管理者さんのもうけの部分が出ると、節約をしてもらったというようなことでございます。そのお金については、原則指定管理者の方のもうけになります。その1,400千円程度を有効に活用するというようなことで、例えば、施設の畳の表がえ等、そういうところに使っていきたいということでございますので、今後協議して

有効に活用してもらいたいなと考えております。その辺がメリットとして、数字的には1,400千円程度出ているというようなことでございます。

○10番（山口光章君）

先ほどの不法投棄のごみの収集の問題ですけれども、これはもう多からず少なからず、こういった金額を基準にして委託料とするというような考え方を私持っとしていいのでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

多目に回数を出してもらったときは、もうこの予算しかございませんので、この予算で打ち切る、少な目に出ていってもらったときの請求は、その少な目のほうで支払いをするようにしております。

○10番（山口光章君）

いや、私が言うのは、何回出るとかの問題じゃないんですよ。要するに、ごみを、不法投棄をとにかく減らすというふうな考え方を持ってせにゃいかんと思うわけですよ、町自体が、実際ですね。要するに、それはもう不法投棄を認めているような言い方じゃなかでしょうか。認めているじゃないですけどね。要するに、不法投棄のあるけん行きなさい、何回出たというんじゃないしに、極力こういうふうな予算が減るように、不法投棄を幾らかでも減らす方法をやっぱりとっていかんやいかんと、私はそう思うわけですよ、実際。だから、この予算の金額を見ていると、ずうっと大体変わらんわけですよ。だから、事実、簡単に言いますと、不法投棄は減っているのかふえているのかというようなことですよ。そういうふうな疑問があるというふうなことなんです。そこら辺はどうでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

不法投棄に関しましても、各部落の区長さんから等も看板等を立ててくれとか、町報のほうに不法投棄をやめなさいということで記載をさせてもらっておりますけれども、不法投棄自体がなかなか減っている状況ではありません。ほとんど山間部ですね、やっぱり捨てる方のモラルも、そういうところも考えてもらわないといけないと思いますけれども、私たちの周知の仕方がまだ足りないのかなということは反省はしております。

以上です。

○10番（山口光章君）

海岸べたをのぞきますと、ちょっと言えば、もう罰金10,000千円とか、ああいうふうな看板がございます。事実それがなされているのかどうかですね。黙認しとって、捨てる人はいっぱいおるですよ、本当。例を挙げますと、私が魚釣りを竹崎でしよったわけですよ。そしてたら、上からごみを落とさすとですよ、私がおって知らんでね。それは軽トラック、ナンバーはわからんやっぱってんが。それは中学生の子供に捨てさせよった。もう堂々とやって

おるわけですね。こっちは魚釣りよつとにさ、上からどーっと。竜宮のところ。

だから、モラルモラルと言うたもののさ、自分たちの海を大事にしたいしたいと言いながら、ごみを捨てるというようなことではちょっといかがなものかなと思うぼってんが、要するに、そういった方面でもやはり不法投棄が減っているのか減っていないのかというようなことですね。看板がどうのこうのというわけじゃないですけどね。いろいろ努力はされておると思いますけれども、今後この不法投棄の量もなるべく減るように、そしてまた、この委託料もなるべくならカットできるような、あんまり不法投棄のなかけんこれくらいでよかたいと、回数も出んでよかたいというふうになったらいいなと思っております。もうよろしいです。

以上です。

○11番（下平力人君）

107ページ、家庭用合併処理浄化槽設置整備事業費補助金として8,000千円余り、ことし新年度に予算を組まれておりますけれども、本町としましては小型合併浄化槽でいくというふうなことで大体方向性としては考えられておるというふうに思っておりますが、今後、これをどういうふうにして、ことしは8,000千円と、本格的に軌道に乗せるために、対策としてどういうふうなことを課長として考えておられるか、お尋ねをいたします。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

12月議会の一般質問でもありましたけれども、その中で町長が答弁しておりますように、新年度になりましたら検討委員会のほうに再度町の付託、少し出ましたけれども、上乘せをしたり、ほかの方法がないかということを検討委員会に付託しまして、その中で決めて、町長答弁しております、必要があれば各部落に出向いて説明会等も開いて、なるべく1基でも2基でも推進していくようにということで、新年度に当たってはその方向で動きたいとは考えております。

以上です。

○11番（下平力人君）

そこら辺については、ひとつ積極的にやっぱりやっぴりやっぴりいかんと、非常に有明海再生だなんだと言いましても、家庭から出る汚水ですね、これを何とかやっぴり一日も早くしていかんと、掛け声で終わるんじゃないかなろうかというふうに思います。臭いものにはふたをじゃなくて、やっぱりそこら辺を真摯に受けとめて、官民一体となって取り組んでいくべきではなかろうかと思いましたがものですから。

○3番（平古場公子君）

濟みません、この中からでもいいですかね。当初予算資料の2の4ページ、妊婦一般健康診査、次世代育成対策により1人に14回（少なくとも5回）とあります。これの説明をお願い

いします。

○健康増進課長（江口 司君）

お答えします。

新年度予算から言えば、妊婦健診は19年度は1,200千円程度やって、ことしは2,795千円と。19年度は2回実施ですね。20年度については5回というのは、厚生労働省等の通知によりまして、高齢やストレス等を抱える妊婦が増加傾向にあると。就業等の理由により健康診査を受診しない妊婦も見受けられると。それから、母体、胎児の健康確保を図る上で、妊婦健診等の必要性がより一層高まっているというようなことで、14回程度が望ましいということですが、最低5回程度してくれんかというようなことでございまして、太良町は先ほど申しましたとおり、20年度については2,795千円程度の事業費をもって実施するというようなことになっております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

今まで10カ月の間、2回の無料健診をもらっていたんですけど、1回の健診料がちょっと高いんですね。それで、何とかもうちょっと健診をしてもらえないやろうかと、健診を受ける回数を少なくする人がふえてきているんですね。病院に臨月になってからやっというように問題が起きたりしているものですから、そしたら太良町としては今後2回を5回になすということですか。

○健康増進課長（江口 司君）

予算書の102ページ、委託料の妊婦健康診査委託料を見たらえれば、20年度予算については、先ほど申しました5回受診を基本としながら、2,795千円程度の予算を組んでいるということでございます。

19年度までは精密等も若干、15人とか、精密検査と5人合わせて20人程度入れておりましたが、精密を外しまして、35歳以上については超音波を15人と。それから、2回から5回については6千円の80人の4回と。それから、1回目については10千円の80人程度ということで、総額的に1,795千円程度を計上しております。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

今の件についてちょっと質問いたしますが、妊婦健診で、もし胎児に異常が発見された場合は、どういう取り組みをされていますか。されようと思っておられますか。

○健康増進課長（江口 司君）

妊婦健診等については、妊婦の妊娠届が来れば母子手帳を交付しているところでございますが、健診の折にそういったいろいろ注意などがあつた場合は、かかりつけ医のほうで指示を受けて実施すると。よくテレビでありよつですね、緊急医療で、緊急な出産をした場合に、

胎児等の生命が危うくなっているという状況もテレビ等で放映されておりますが、太良の場合は幸い母子手帳交付の折に、そういった健診等の医療機関への受診については毎回受診をされていますので、そこは大体18年度でいえば135人、100%程度の母子手帳と受診等をされていますから、太良は安心じゃないかと、かように思っております。

○5番（牟田則雄君）

いや、私のお尋ねは、もし奇形、それに近い胎児が見つかった場合、その妊婦さんと家族とか、そういう人たちの対策とか、考え方はどういうふうにご考えておられるか、そこら辺をちょっと。せっきくの妊婦健診で、全く健全な子供さんばかりできているということはないわけですか。せっきくの健診でそれがもし発見された場合、その妊婦さんとか家族等の対応は、どういうふうにご考えておられますか。また、そういう例があったらひとつ教えていただけないでしょうか。

○健康増進課長（江口 司君）

具体的な例をちょっと保健師のほうから聞いておりませんので、内容等についてはよくわからんわけですが、医療機関等に受診の際に、そういう注意事項とか何とかあった場合は、母子手帳等々の交付の時期にそういった相談事業をやっているということで、医療機関に頼っているという状況でございます。

○3番（平古場公子君）

5回の健診は、県が指定した病院でないといけないということなんですかね。

○健康増進課長（江口 司君）

妊婦健診等々については、県と市町村と保健所との間に年度当初に契約を結んでやっているというような状況でございます、県の指定した医療機関ということにしております。

○3番（平古場公子君）

そしたら、大浦のほうは諫早のほうが多いんですよ。そういった場合は、もう受けられないということなんですか。

○健康増進課長（江口 司君）

おっしゃるとおりで、受けられません。結局、受けるのはいいんですけども、費用について、うちが出す費用の分、契約以外の費用については結局自己負担をしてもらわなきゃいかん。そいけん、うちで上げておる予算の範囲内であれば、うちから県内の医療機関等に払うということですから、県内で受診をしてもらおう。これいつかですね、何というですか、妊婦の状況を1回調べたんですけれども、県外で半分程度やったんですかね、ちょっと数字は覚えとらんとですけれども、何かそういう状況でございました。（173ページで訂正）

○12番（木下繁義君）

主要事業一覧表の3ページ、母子福祉医療の問題で、昨年からは大分対象者が減っておるようにありますが、これは算定内容が変わったのか、それとも同じような状況でこうい

うふうに減って、どういった状況で減ったのか、説明方をお願いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

対象者が減ったと今おっしゃいましたが、（発言する者あり）お答えをいたします。私の記憶によりますと、そんなに減少はしていないと思いますが、これちょっとわかりません。

○12番（木下繁義君）

昨年は母子家庭が414人の資料があったと思います。それから、父子家庭が51人あったと。それから、寡婦が74人というような数字であったと思いますが、ことしは母子家庭が235名と、相当減っておりますね。それから、父子家庭が51から32と。寡婦が74から21と。これはもうありがたいことばってん、どういった状況か、これの内容をお願いします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

先ほど議員読み上げられました資料、私も持っておりますが、19年度の414人とか、父子が51人、寡婦が74人というのが、ちょっとこう見ていますが、延べの人数でもないような気がします。ちょっと資料を見ていますが、平成14年時点では延べの件数がこれに近い、合計でいいますと、これに近い件数になっておりますが、1年前ということで、多分20年度が正式な数字じゃないかなと思うんですが。（発言する者あり）

事業費といいますか、決算については大体4,400千円から4,000千円の間で推移をしております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

じゃ、もうそれでよかよ。しかし、やっぱり資料はびしっとしてもらう必要があるんじゃないかならうかと思います。

次に、予算書の107ページの、先ほど下平議員がちょっと触れられましたけど、この合併浄化槽についてですが、ことしも同じように計上されておりますね。8,000千円で、中身としては5人槽、7人槽ですか、そういったことで計上してありますが、今、課長の答弁を得て、なるほどなというふうな思いもしたんですが、やっぱり12月の質問の折に、町長のほうは新年度で取り組んでいくというような答弁をもらっており、期待をしておったわけですが、今からそういう協議をされるんでしょうが、その協議、委員会等についての御検討は担当、また町長、どういうふうに考えていらっしゃるでしょうか、お尋ねします。

○町長（岩島正昭君）

新年度早々、4月か5月に委員会を設定しまして、まず、うちのほうで家庭内の改修とか、通常1,000千円ぐらいかかるというお話ですから、そこら付近ある程度どのくらいまでお支払いするかという、そこんたいは内部的にある程度案をつくりまして、そして委員会にお諮りをしたいと。委員会の中でどうしましょうかといっても、また決まらんことですから、一

応執行部の案を提出いたしましたして、そこら付近の中身を検討していただくというようなことで、委員会で決定していただければ、年度内に大浦のほうから行くか、太良の伊福のほうから行くか、集落の説明会に入りたいというようなことも思っております。

以上です。

○12番（木下繁義君）

これで一安心しましたけど、ひとつ住民の方も大いに期待をされているような声も聞いておりますので、ひとつぜひ強力に推進方をお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

午後 2 時 54 分 休憩

午後 3 時 8 分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

町民福祉課長から木下議員に答弁漏れがっておりますので、それを許可します。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

先ほど木下議員の母子家庭等医療助成の対象者について答弁漏れがございましたので、お答えをいたします。

平成19年度の対象者数につきましては、延べ件数というようなことで、申請者の件数が上げてありますので、同じ人が2回なり3回なり出ているというような状況でございます。今後はこういうことがないように、実数で資料等を作成して上げたいと思っておりますので、どうも申しわけございませんでした。

○12番（木下繁義君）

そうでしょう。そしたら、この20年度の現在のこの資料は実質資料でしょうか。それで、もう余り何回も私も質問しませんが、こういうことについてはやっぱりあなたたちはプロじゃっけんね、あんまり紛らわしかごと、あれはありませんごといっちょ頼みますから。現在のとば言うて。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

平成20年度につきましては、実数でございます。母子家庭が235人、父子家庭が32人、寡婦が21人、計の308人でございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

97ページの19の中の保育所障害児保育推進事業費補助金、これは去年とすると少し上がつ

ているみたいなので、その内訳を。

そして、98ページの20. 扶助費の児童虐待等家庭内暴力被害者一時保護費、これは去年と変わらないんですけど、去年こういうことが実際にあったのかですね。ただ、なくてもそのもしものときに組んでいるのか、質問します。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

97ページの保育所障害児保育推進事業費補助金でございますが、これは19年度につきましては12月の補正で重度の方の園児さんについて補正をお願いをしたところでございます。内訳でございますが、軽度の障害児が37,820円掛ける12月の1人を想定いたしております。重度、中度障害児につきましては、73,300円掛け12月の2名ということで予算の計上をお願いしておるところでございます。

それから、98ページの児童虐待等家庭内暴力被害者一時保護費というようなことで今回お願いをいたしておりますが、昨年度はございませんでした。ということで、もしそういうことで通報とか、例えば、主に女性の方からそういう御相談があった場合には、1週間、安全なところに避難をしてもらうというようなことで、宿泊費、旅費、食事代を計上させていただいております。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

障害児の軽度、中度、重度、その軽度は1、2、3と段階があると思うんですけど、軽度、中度、重度の段階はどうなっていますか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

普通、議員御指摘のように、1級とか2級とか療育手帳のA、Bということで程度が定められておりますが、この保育所障害児保育の場合には、軽度の障害児の方というのは大体自分で身の回りのことはできると、人が擁護といいますか、人の介助を必要としない園児の方を指します。それ以外の、例えば、1級とか2級とか、療育手帳のA、Bの方あたりが中度、重度に該当をいたします。

以上です。

○1番（所賀 廣君）

予算書の98ページなんですけど、児童措置費、委託料といたしまして287,170千円という予算が組まれております。これは主要事業一覧表、予算資料の2のほうで、その内訳を見ますと、いふく保育園に68,570千円、多良保育園に99,900千円、松涛保育園に92,672千円、七浦、鹿島ほか保育園に26,028千円と、それぞれの計上がなされておまして、その中から、太良町の一般財源からは約61,918千円ほどの補助金だというふうに理解をいたします。この

一般財源が4項目といたしますか、4園につきまして、それぞれ幾らずつぐらいの割り振りが太良町からの補助金といたしますか、割り振りをなさっておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

概算でございますが、いふく保育園が13,000千円程度、それから、多良保育園が16,300千円程度、松涛保育園が16,000千円程度となっております。

○1番（所賀 廣君）

もう年度末になりかけているわけですけど、新年度といたしますか、4月からの入園といたしますか、ゼロ歳児からになるかと思っておりますけど、この入園の募集というのはもうなまっている状況でしょうか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

入園の募集はもう既に済んでおります。

○1番（所賀 廣君）

わかりましたら、それぞれの保育園に今現在何名ぐらいの募集があっているのか、定員が何名なのかをお尋ねしたいと思います。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

募集人員はちょっと今現在手元にございませませんが、いふく保育園が定員60名でございます。昨年の12月1日現在では74名の方が通園をされております。それから、多良保育園が定員120名でございます。12月1日現在、当初予算を編成する時期の数字ですが、138名です。それから松涛保育園ですが、定員110名に対しまして、12月1日現在の通園者数119名となっております。

○1番（所賀 廣君）

今年度はもう募集をしましたというふうに先ほどお伺いしたような気がしますが、今度、平成20年度の予定人員がわかりましたら教えていただきたいと思いますが。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

ちょっと手元に資料がありませんので、後立って正確な数字をお答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○8番（久保繁幸君）

予算書の88ページ、主要事業の1ページの新規の5ですね、これと、予算書93ページの13の委託料の一番下の特定高齢者把握事業委託料、この内容説明をお願いいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

まず、93ページの特定高齢者把握事業委託料でございますが、町内の医療機関に委託を予定いたしております。特定高齢者候補者ということで、簡単に言いますと、虚弱な方という表現をしておりますが、1,700名の約20%を想定いたしております。それから、それ以外の被該当者の方の80%ですね、合計1,700名になるかと思いますが、その方たちのお医者さんの検診といいますか、そういうのを予定いたしております。

以上です。（「もう1点、88ページの新規の内容説明。認知症高齢者グループホームとか、その分です」と呼ぶ者あり）

お答えをいたします。

地域介護・福祉空間整備等補助金といたしまして、認知症の高齢者グループホーム1カ所、これが補助額が15,000千円でございます。それから、認知症対応型デイサービスセンター、通所の施設でございますが、それが10,000千円、合計の25,000千円、補助金として全額国の交付金で予定しております。

○8番（久保繁幸君）

その内容を説明していただきたいというんですよ。これは新規事業でしょう。だから、この金額はここに書いてあるけんわかるとですよ、ちゃんと。そいけん、その内容説明、どこにだれがどういうふうなものをするのか、そういうのをお聞きしているんですよ。よろしいですか。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

杵藤広域圏で平成19年中に申請を募集されて、そこの選定委員会で決まっております。グループホームにつきましては、サンハウスという名前で、有限会社ライフケアさんということで、嬉野市の塩田町のほうにございます。利用定員が9名で、場所は大字糸岐の針牟田に建設を計画されております。それから、事業開始予定が申請書によりますと20年の9月1日というふうになっております。

それから、次の認知症対応型通所施設につきましては、医療法人誠晴會、ふるさとの森さん、利用定員が12名でございます。場所につきましては、大字大浦の広江でございます。事業開始予定が平成20年7月1日を予定されております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

それでは、まず93ページの分からいきますが、虚弱な人が1,700名と言われたですよ。これは高齢者の中の1,700名ですか。その1,700名の70%、ちょっとその辺がもぞもぞっとしてよくわからなかったけんですね。どのような算定で1,700が出てきて、1,700名と認めたら70%ということで、そういう金額になろうかと思いますが、その辺の御説明をお願いいたし

ます。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

高齢者の方が約3,000名いらっしゃいます。その中で、平成19年にまだ特定高齢者か一般の高齢者かというのが把握できていない人数が1,700名でございます。そのうちの2割を特定高齢者ということで、これは単価が違いますので、特定高齢者が2割、あとの8割、1,700名のうちの8割が一般高齢者だろうという推定をいたしまして、検診をお願いする予定となっております。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

それでは、今さっきの認知症高齢者グループホームと認知症対応型デイサービスセンター、これは町内の方だけが御利用されるのか、それともよそから来られるものなのか。定員が9名と12名やったですかね、その辺はどこからでも来てもらってもいいわけですかね。その辺をお伺いいたします。

○町民福祉課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

杵藤管内各地区に地域包括支援センターというのがございます。太良町の場合、地域包括支援センターのエリアは太良町内になっております。そういうことで、太良町内に在住の方がサービス利用の対象者となっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

お諮りします。

日程の途中でございますけれども、本日の会議をこの程度にとどめ延会したいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後3時29分 延会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 下 平 力 人

署名議員 木 下 繁 義

署名議員 所 賀 廣